

委提第1号

北本市議会委員会条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年3月18日 提出

提出者 議会運営委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 三宮 幸雄 様

北本市議会委員会条例の一部を改正する条例

北本市議会委員会条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 健康福祉常任委員会 6人
福祉部の所管に関する事項
健康推進部の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。